

# 職場における受動喫煙防止対策に関する厚生労働省の支援事業

別添2

## (1) 受動喫煙防止対策助成金

- 対象事業主 : すべての業種の中小企業事業主
- 助成対象 : 喫煙室の設置のための費用  
屋外喫煙所の設置のための費用  
換気装置の設置等の受動喫煙を低減する措置のための費用（飲食店・宿泊業を営む事業場に限定）
- 助成率 : 受動喫煙防止対策のための費用の1／2（飲食店は2／3）
- 上限 : 100万円
- 問い合わせ先 : 各都道府県労働局健康主務課

## (2) 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施。
- 依頼者の希望に応じて、実地指導も実施。
- 平成25年度から、経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。
- 企業の研修や団体の会合に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について出前講座を実施。
- 費用は無料（電話相談、実地指導及び説明会参加のいずれも）

（平成30年度事業受託業者：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会）

## (3) たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

- 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の貸し出しを実施。
- 依頼者の希望に応じて、貸出機器の使い方を電話・実地で説明。
- 貸出費用は無料（機器の往復の送料も無料）

（平成30年度事業受託業者：柴田科学株式会社）

